鹿県軟野連第 ４ 号
令和５年２月　４日

各支部長
　及び理事長　殿

鹿児島県軟式野球連盟
会　長　稲 葉　直 寿

令和５年度の県連関係の取扱いについて（通知）

記

令和５年度の登録、負担金関係及び大会開催に関しては、下記のとおり取扱いますので、各支部役員及び加盟チームに周知徹底されるよう通知いたします。

１　**役員名簿等（エクセル）の提出について**

名　簿　等	送信締切	備　　考
①　支部チーム・チーム構成員報告書 ②　支部役員名簿 ③　支部審判員名簿 ④　支部チーム・チーム構成員登録名簿 ⑤　選手登録名簿（県連大会用） （ 一般・少年・学童・成年・実年・還暦） ⑥　支部メールアドレス登録届（変更支部）	（メール送信締切） 令和５年 ３月３１日（金）迄 ただし、少年・学童名簿等は４月２２日（土）迄	《全軟連登録》 県代表チームが全国大会へ出場場合の条件は、全支部の全軟連への登録が必要です。 期限を厳守下さい。

Ｅxcel での登録」は、令和５・６年度の２年間の猶予期間があり、**令和７年度から「競技者登録システム」**での登録に統一されます。

☆　各名簿及び大会要項は、**鹿児島県軟式野球連盟のホームページに掲載**します。**支部事務局は、様式をダウンロードし、記載確認の上支部メールから県連メールに送信すること。**
なお、令和５年度からチーム構成員（選手（男女）・代表者・監督・ｺｰﾁ・選手・ﾏﾈｰｼﾞｬｰ・ｽｺｱﾗｰ・ﾄﾚｰﾅｰ）の登録人員欄を記入し、この人数で個人登録料の納入をお願いします。
（登録選手数は１チーム２５名以上に変更になっています。）

☆　登録後に**新加入の選手や構成員がある場合、県連へ必ず追加登録および登録料（個人登録料）の納付が必要です。（追加選手を含めた登録名簿をメール送信のこと。）**

２　負担金及び登録料の振込先等について

（単位：円）

	審判員	一　般	成　年	実　年	還　暦	学童・少年（中学）
ﾁｰﾑ登録料 (納付時期)	２０００円 (登録時)	負担金 (登録時)	１００００円 (登録時)	１００００円 (登録時)	１００００円 (登録時)	５０００ (登録時)
個人登録料 (納付時期)	―	２００円 (登録時)	２００円 (登録時)	２００円 (登録時)	２００円 (登録時)	５０円 (登録時)
振込先	鹿児島銀行高見馬場支店 普通口座　１５７００２３ 鹿児島県軟式野球連盟 理事長　四枝　　勉					鹿児島銀行高見馬場支店 普通口座１５７００３４ 鹿児島県軟式野球連盟 理事長　四枝　　勉
住所等	（鹿児島市泉町２番３号・０９９－８００－９２６４）					

※　負担金及び各種別チーム登録料及び個人登録料（１人当たり）は上記のとおり納付願います。

※　県連口座への振込は、支部チーム、支部構成員名簿の金額と同額を支部でまとめて納付のこと。
なお、チームで納付の場合、チーム名又は学校名での納付願います。（個人名は厳禁）
※　登録名簿の提出と、登録料の納付は全軟連締切があるので期限厳守のこと。
※　追加登録料の納入は、１回目が８月１０日（木）、２回目（最終）が１２月８日（金）です。

３　大会参加料について

（単位：円）

	一般	成年・ﾏｽﾀｰ	実年･ｼﾆｱ	還暦・ｵｰﾙﾄ	学童・少年（中学）
参加料	（７回戦） １７０００ （９回戦） ２５０００ （Ａ級･国体）	１７０００	２００００	２００００	〈学童〉 ◇（ﾌﾘｰ）　９０００ ◇（県大会）１２０００ ◇（九州）　１３０００ ◇（ﾏｸﾄﾞﾄｰﾅ）１５０００ 〈中学・少年〉 ◇ 全て　１５０００

※　令和５年度より
大会参加料は全て、大会参加申込書（メール）と同時に下記県連口座への振込とします。
◇　振込先　鹿児島銀行　伊敷ニュータウン出張所
普通預金　~~３０２６３０３~~　３０２６５３０へ修正
鹿児島県軟式野球連盟　理事長　四枝　勉
（鹿児島市泉町２番３号　099-800-9264）

４　大会出場補助金について
＜該当大会＞

	九州大会 １０,０００円	全国大会 ３０,０００円
一　般	①　第４６回九連会長杯（２ﾁｰﾑ） ②　第６７回高松宮賜杯大会（１部） ③　第３４回日本ｽﾎﾟｰﾂﾏｽﾀｰｽﾞ ④　第６７回高松宮賜杯大会（２部） ⑤　第３０回九州成年選抜 ⑥　第２２回全九州実年大会 ⑦　第１７回九州連合会還暦野球大会	①　第４５回西日本大会（１部） ②　〃　（２部） ③　第６回全日本ｼﾆｱ ④　第６７回高松宮賜杯大会（１部） ⑤　第３４回日本ｽﾎﾟｰﾂﾏｽﾀｰｽﾞ ⑥　特別国民体育大会 ⑦　第７８回天皇賜杯大会 ⑧　第６７回高松宮賜杯大会（２部） ⑨　第２７回西日本選手権大会
学　童	①　第３７回九州学童大会（２ﾁｰﾑ） ②　第４５回ｽﾎﾟ少交歓大会（２ﾁｰﾑ） ③　第２１回王貞治杯大会	①　高円宮第４３回全日本学童(ﾏｸﾄﾞ) ②　第４５回ｽﾎﾟ少交歓大会（４年毎）
少年･中学	①　第４０回全日本少年大会 ③　第５回九州少年軟式大会 ④　第２０回九州中学選抜大会	①　第４０回全日本少年大会 ②　第１４回全日本少年春季

※　補助金の交付チームは、別紙「全国大会等出場補助金交付申請書」と「領収書」に必要事項を記入・押印の上、県連事務局に申請のこと。（領収書には日付を記入しない。）

５　大会参加申込について
※　「参加申込書」については、支部送信メール（支部メールアドレス登録届分）のみ受付とします。（支部長印不用）

なお、**支部事務局が参加申込書をメール送信する際は、記載漏れ・背番号順等を確認し締切迄に送信のこと。（締め切り後のメールは受理しない）**

※　抽選・大会結果は県連ホームページに掲載する。

※　登録名簿等の締切前に開催する県大会（西日本１・２部）については、参加申込書と登録名簿を一緒に送信のこと。

6　Ａクラス（Ａ級）の出場大会について

◇　「第４６回九州連合会会長杯軟式野球選手権県予選」

◇　天皇賜杯「第７８回全日本軟式野球権大会」

◇　「第２７回西日本軟式野球選手権県大会」

※　令和５年度上記Ａクラス大会に出場したチームは、「西日本１・２部」大会や、「高松宮賜杯１・２部」大会の支部・県予選には出場できない。（支部で確認のこと）

7　国民体育大会等の参加資格について

大会名	参　加　資　格	年齢基準	支部出場枠
国民体育大会	①　日本国籍を有する者（特例有） ②　前回、前々回の大会と異なる都道府県からの参加はできない。（例外有） ③　その他は要項の通り。	・選手は平成１７年４月１日以前に生まれた者（基準日は令和５年４月１日）	支部１ﾁｰﾑ及び前年度優勝ﾁｰﾑ 但し、鹿児島４姶良２ﾁｰﾑ
日本ｽﾏｽﾀｰｽﾞ	・全軟連規程第６条第２項に定める「チーム会員の編成等」のとおり。	・選手は昭和５８年４月１日以前に生まれた者（４０歳以上）	支部　１ （当面支部１の要件を緩和）
九州成年	・全軟連規程第６条第２項に定める「チーム会員の編成等」のとおり。	・選手は昭和５８年４月１日以前に生まれた者（満４０歳以上）	支部　１ （当面支部１の要件を緩和）
九連還暦 県還暦	・県内に住所又は職場がある者。	・選手は昭和３９年４月１日以前に生まれた者	支部　１ （当面支部１の要件を緩和）
全日本ｼﾆｱ	・県内に住所又は職場がある者。	・選手は令和５年４月１日現在満５０歳以上	支部　１ （当面支部１の要件を緩和）
全九州実年	・県内に住所又は職場がある者。	・選手は令和５年４月１日現在満５０歳以上	支部　１ （当面支部１の要件を緩和）
ｵｰﾙﾄﾞ・ﾎﾞｰｲｽﾞ （４５０）	・全軟連規程第６条第２項に定める「チーム会員の編成等」のとおり。 県内居住者であればどの支部からでも出場可。	・令和５年４月１日現在満４０歳以上の者で編成し、出場選手の合計年齢が常時４５０歳以上	支部　１ （当面支部１の要件を緩和）

※ 国民体育大会以外の大会は、支部１の要件を緩和する。

8　年齢と出場（登録）種別要件について

種別 年齢	一　般 （年齢制限無）	成年・ﾏｽﾀｰｽﾞ （４０歳以上）	実年・ｼﾆｱ （５０歳以上）	還　暦 （５９歳以上）
４０歳未満	○	×	×	×
４０歳以上５０歳未満	○	○	×	×
５０歳以上５９歳未満	○	○	○	×
５９歳以上	○	○	○	○

※　出場（登録）種別は、上記資格要件に当てはまる場合、全て出場（登録）を認める。

9　指名打者ルールの使用について

◇全軟連主催大会は、指名打者ルールを使用できる。なお、少年・学童部は今後導入を検討する。（チーム任意）

また、九州連合会主催大会及び県連主催大会も同じ取扱いとする。

10 県大会優勝チーム選手全員の写真撮影について

◇　県大会優勝チームは、ホームページに選手写真を掲載する。
県大会受託支部においては、優勝チームの集合写真を撮影して県連にＰＤＦで送信するよう指導をお願いします。
なお、掲載の有無については、個人情報の関係でチーム判断とします。

11　令和５年度チームおよびチーム構成員の登録方法

登録方法は、「①競技者登録システム利用」と「②Ｅxcel のチームおよびチーム構成員登録名簿の提出」のどちらかで登録

①　競技者登録システム利用の場合

【登録】

競技者登録システムでチーム登録した登録情報を上部団体が承認することで、登録完了

【納入】

登録システムを使って全軟連が都道府県支部へ登録料（チーム登録、個人登録）の請求をする。
都道府県支部は請求に基づき指定口座へ送金する。
なお、末端支部がチームから納入してもらう方法、都道府県支部が末端支部から納入してもらう方法については、今年ＮＰＢが説明会を複数回開催するので、その際に使用方法について確認することになる。

②　Ｅxcel のチームおよびチーム構成員登録名簿提出の場合

【登録】

様式は、Ｅxcel の登録名簿等に変更する。
競技者登録システムを利用している支部と公平を期するため、これまでの選手数（男女別）に加え、選手以外の監督、コーチ、スコアラー、トレーナー等の人数も必須項目として入力のこと。

【個人登録料の納入】

各末端支部は、登録した各チームから個人登録数に単価（一般、少年、学童別）を乗じた登録料を集め、合計額を県連の指定口座に送金する。
（なお、チーム登録料（一般の除く）、審判料も今まで通り指定口座に振込み）

【注意】Ｅxcel の登録名簿の提出による登録方法の猶予期間について
令和５年度、令和６年度の２年間を猶予期間とする。令和７年度からは、全支部競技者登録システム利用による登録に統一する。

12　審判員講習会について

今年１０月開催の特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に向けて、３・８月に審判講習会を実施する予定です。

各県を代表する選手が出場する国体は、全ての試合が１点を争う緊迫した好ゲームが予想され、審判員の下す裁定で試合が決する場合もあります。この為規則等に精通することが絶対条件です。ついては、講習会前には必ず規則や必携等に目を通した上で参加願います。

13　登録料（少年・学童）及び大会参加料の改正について

□総会資料第４号議案

・少年、学童部の登録料については、九州各県連に比べて極端に安いことや、当県の一般等の登録料との間にも大きな格差があることから適正な負担を求めるもの。

・参加料については、公認球の価格改定（１１％値上）や学童部の審判料の値上げ、及び石灰等の消耗品の値上げ、また九州各県の参加料に比べて低いことから改正するもの。

14　連盟規程の改訂について

ﾍﾟｰｼﾞ	現行（2022）	改訂（2023）	改訂内容
P25	【チーム】 第６条第３項　少年チームは、少年部と学童部とし、支部の地域内および隣接都道府県に居住する者で編成されたチームをいう。ばお、隣接都道府県居住者の登録は、全大会登録者の 1/3 以内とする。	【チーム】 第６条第３項　少年チームは、少年部と学童部とし、支部の地域内および隣接都道府県に居住する者で編成されたチームをいう。 ※過疎地域や女子チームが存在しないなどの地域性を理由に選手が不利益を被ることを回避するため。	制限の撤廃 一般チームは変更なし。
P26	【会員】 第７条　会員とは、連盟に登録にした一般会員およびチーム会員、個人会員をいう。	【会員】 第７条　会員とは、連盟に登録にした一般会員およびチーム会員、個人会員（チーム構成員）をいう。 同条４　個人会員（チーム構成員）とは前条に定めた要件を備え、連盟に登録したチームの構成員として登録した者（代表者、監督、コーチ、選手、マネージャー、スコアラー、トレーナー）をいう。	文言追加 第４項追加
P26 P27	【会員の登録】 第 10 条	【会員の登録】 第 10 条第３項　個人会員（チーム構成員）は、年度内初に加盟団体の登録手続きを経て、資格審査を行い、連盟の会員登録を行う。 同条第５項　年度内は選手等の異動を原則禁止とする。ただし、転居及びその他の考慮すべき特別な理由を有する場合はこの限りでない。	第３項追加（旧第３項を４項へ、以下の項も下げる。） 第４項を第５項へ繰下げ
P27 P28	【登録料】 第１０条第３項　連盟の要録料は、理事会で定める。	【登録料】 第１２条第３項　個人会員（チーム構成員）は、年度当初に連盟に登録用を納入しなければならない。 同条第４項	

15　登録会費（登録料）について（全軟連規程第１２条第３項）

登録会費は、チーム登録料と個人登録料とする。

□　一　般　　・チーム登録料 ＋ **個人登録料　@200 円×構成員人数**

□　少年・学童

・チーム登録料 ＋ **個人登録料　@50 円×構成員人数**

※個人会員とは、代表者、監督、コーチ、選手、マネージャー、スコアラー、トレーナーをいう。

※一般は、個人登録料を、少年・学童はチーム登録料と個人登録料を、№.２で指定した口座に振込むこと。

16　その他連盟規程の改訂について

□連盟規則細則の改訂

①チーム編成の上限を一般、少年、学童ともに 20 名以内から 25 名以内に変更する。

②ユニフォームームにキャプテンマーク「Ｃマーク」をユニホームシャツの右袖もしくは前面に付けることを認める。

③協賛社ロゴ、企業名を付ける品目は、ユニフォーム上下、帽子に加え、ヘルメットを追加する。

④捕手（審判員含む）用マスクは、JSBB マークとともにＳＧ基準合格品の着用が 2022 年度より義務付けになっていたが、コロナ禍による原材料不足で製品が十分に流通していないため、現状義務付けを緩和する。　今後状況を見て検討する。

□連盟競技者規程および競技者規程細則について

①アマチュア復帰の改訂について、支配下登録歴のない育成契約選手はアマチュア復帰申請を不要とし、復帰申請は支配下登録選手のみとする。提出書類は、申請書と円満退団証明書の２つとし、履歴書と支部長意見書は不要とする。またアマチュア復帰した選手の登録は１チーム２名から５名に増やすこととする。

②中学部活動地域移行の観点から、指導者が金銭に等しき報酬を受けることを許可する。

③職業野球競技者（現役プロ選手）からの指導等に全軟連承認を得ることを不要とする

□競技に関する連盟特別規則

①全日本シニア大会および日本スポーツマスターズ大会の延長戦について、直ちにタイブレーク方式に入ることとする。

②指名打者ルールは№.９で説明済み

③少年・学童部における特別継続試合の投球数は、元の試合で投じた球数を引き継ぎ残りの球数のみ、試合時間についても残りの試合時間のみで行うものとする。

④学童部（女子含む）の試合では、野球規則 9.02（ℓ）【原注】は適用せず、負傷治療に要した時間は試合時間に算入しないこととする。

□用具・装具に関する事項

①投手のサングラスの使用を認める。ただし、ミラーレンズは除く。

②野手がサングラスを庇の上に乗せることを認める。

③後付けフレアグリップの使用については、専用テープ等で完全に固定・被覆されたなだらかな形状の物であれば使用を認める。

④保護具の商標表示について、手袋、リストバンド、サポーター等の商標表示は、1 箇所で大きさ 14 ㎠以下、色の規制はない。アームスリーブの商標表示は 1 箇所で大きさ 14 ㎠以下、野手は色の規制はなく片袖のみの着用でも可。投手は、アンダーシャツと同色で、両袖着用とする。

□競技者必携修正箇所等について

ﾍﾟｰｼﾞ	現行（2022）	改訂（2023）	修正内容

P45	【少年部・学童部・女子大会】 7 打順表（登録された選手全員を記入したもの）の提出は、 （3）《学童部、女子共》第2試合以降は前の試合の2回終了時までに・・	【少年部・学童部・女子大会】 7 打順表（登録された選手全員を記入したもの）の提出は、 （3）《学童部、女子共》第2試合以降は前の試合の3回終了時までに・・	3回終了時に給水タイムを設けたため。
P46	【少年部・学童部・女子大会】 13 打者が頭部にヒット・バイ・ピッチを受けたときには、**球審は攻撃側監督と協議し臨時代走の処置を行うことができる。**	【少年部・学童部・女子大会】 13 打者が頭部にヒット・バイ・ピッチを受けたときには、**その程度を問わず臨時代走の処置を行う。** 【理由】日本臨床スポーツ医学会学術委員会脳神経外科部会「頭部外傷10か条の低減第2版」2015 年 3 月 31 日発行によると「頭を強く打っていなくても安心することはできない」との提言があることから。（学童部・少年部に限っての変更）	内容変更
P58	【各大会共通事項】 13 塁上の走者、あるいはコーチスボックやベンチから守備側（捕手）のサインを盗み、それを打者に伝達することを禁止する。	【各大会共通事項】 13 塁上の走者、あるいはコーチスボックやベンチから守備側（捕手）のサインを盗み、それを打者に伝達することを禁止する。また、打者が投げ終わった球種を次打者他に知らせることを禁止する。	
P62	【競技者のマナーに関する事項】 9　投手が投球動作を開始したら、投手の動揺を誘うような声を発しない。	【競技者のマナーに関する事項】 9　投手が投球動作を開始したら、投手の動揺を誘うような声を発しない。 　また、学童部、少年部の試合においては、ベンチ内の大人がいかなる場面であろうとも、選手を委縮させるような言動はしないこと。	
P63	【用具・装具に関する事項】 1　試合に出場する捕手は、安全のためプロテクター、レガーズ、マスク（スロートガード付）、捕手用ヘルメット、ファールカップを着用すること。・・	【用具・装具に関する事項】 1　試合に出場する捕手は、安全のためプロテクター、レガーズ、マスク（スロートガード付）、捕手用ヘルメット、ファールカップを着用すること。 なお、攻守交代等に伴い捕手が用具着用中に、控えの選手（出場中の内野手可）が投球準備珠を受ける際は、捕手用防具の全てを着用しなければならない。着用できない場合は立って補球すること。・・	

17　パンチアウト、ストライクスリーのオーバーアクションの採用について

【現行】全軟連では従来型のアウト及びストライクスリーのジェスチャーをおこなっている。

【改正点】　別紙写真

① パンチアウトゼスチャー　別紙写真１の②採用

≪際どいタイミングの時のみ行う。≫

② ストライクジェスチャー　別紙写真２の②採用

≪見逃し三振時に際どいタイミングの時のみ行う。≫

注１　写真（３）サイドアームストライクジェスチャーは今回採用しない。

注２　実施は 2023 年より実施（学童、少年は今回採用しない。）

18　いじめや体罰等の禁止について

いじめや体罰等は、スポーツ指導者や役員を含め絶対に許されません。

しかし、毎年苦情等があり全軟連・県・県体協にあり、競技団体には厳正に対処するよう強い指導があります。ついては、支部長は、支部内のチームの監督や指導者の指導状況の把握と、いじめや暴言・暴力の根絶に努めていただきますようお願いします。

また、学童・少年（中学）チームの親からの苦情も毎年あります。

子供達は、単に技術を身につけるための場や結果だけを求める場ではなく、健全育成や鍛錬を目的とした教育の場であり、子供たちを体罰や言葉の暴力によって指導することは決して許されるものでないことを認識のうえご指導方よろしくお願いいたします。

19　県連の法人化への移行について（２０２４年度迄）

□法人化移行の手続きを継続中です。

・全ての県連で司法書士に依頼

・事務局で検討しているが難しい面が多い。

・九州各県連でも司法書士に依頼し、２県連が登記完了（経費約２０万円）

20　県大会の末端支部での開催方針について

□　九州各県とも、チームの負担を考慮し、球場確保や使用料の高い県都での開催を避けて末端支部に委託している。

□　末端支部に委託する方法としては、

・輪番制

・複数支部開催

・大きな支部の持ち回り

⁂　今後は、全国大会や国体・天皇賜杯県予選除き、末端支部にお願いする予定です。

□　県連書類等送付先及びメールアドレスについて

（書類送付先及び県連メールアドレス）

〒８９２－０８２２

鹿児島市泉町２番３号　相信本店ビル３Ｆ

鹿児島県軟式野球連盟事務局

理事長　四枝　　勉　宛

Jsbbkagosima@yahoo.co.jp